

広島県中学校教育研究会道德部会会則

第1章 総 則

第1条 本会の名称は、広島県中学校教育研究会道德部会と称する。

第2条 本会は、広島県教育委員会の指導のもとに、学習指導要領等の法令に則って県内における中学校の道德教育に関する研究交流と推進を図り、もって広島県中学校道德教育の振興に寄与することを目的とする。

第2章 組織及び事業

第3条 本会は、本会の趣旨に賛同する県内中学校の教職員で組織する。運営に関しては、運営委員会・理事会をもってこれにあたる。

第4条 本会に次の役員を置く。

- | | | | |
|----------|-----|-----------|----|
| (1) 会長 | 1名 | (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 事務局長 | 1名 | (4) 事務局次長 | 1名 |
| (5) 会計 | 1名 | (6) 監事 | 2名 |
| (7) 理事 | 21名 | | |

1 会長・副会長・監事は理事会において選出し、決定する。

なお以上の役員は、校長の職にある者でなければならない。

2 事務局長・事務局次長・会計は会長が理事会の承認を得て委嘱する。

第5条 役員の職務は次の通りとする。

1 会長は会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は、その職務を代理する。

3 事務局長は会の運営の事務処理をする。

4 事務局次長は事務局長を補佐し、会務の円滑な処理を支援する。

5 会計は会の会計事務を処理する。

6 監事は会計を監査する。

第6条 役員の任期は1年とする。

第7条 本会の事務局は、事務局長在職の学校に置く。

第8条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1 道德教育研究大会の実施

2 道德教育の実践記録の発刊

3 道德教育の研究についての他府県との連携

4 その他必要な事項

第9条 本会がその事業を遂行するために次の会をもつ。

1 運営委員会 2 理事会

(1) 運営委員会は、会長・副会長・事務局長・事務局次長・会計をもって構成し、会

務の運営にあたる

(2) 理事会は、各郡市代表をもって構成し、総会に変わる議決機関とする。

第10条 本会の事業ならびに決算については、毎年理事会において承認を得る。

第11条 会の決議は、出席者の過半数をもって決定する。欠席の場合は会長委任とする。

第12条 本会の経費は、会費・補助金その他収入をもってこれにあてる。

第13条 会員が、教育研究会および道徳部会の目的に反する行為を行った場合、理事会の3分の2以上の賛成により除名することができる。

第14条 この会則の改正は、理事の3分の2以上の同意及び広島県教育委員会の承認を得なければならない。

第15条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則 本会の会則は、平成12年4月1日から施行する。